フロン類回収業(新規・更新)登録申請手続き

１　書類の提出先

　(1)　フロン類回収業を行おうとする事業所が高松市内にある場合

　　　　　　高松市環境局廃棄物指導課

　　　　　　　　高松市木太町２２８２－１　　℡　０８７－８３９－２３８０

　(2)　フロン類回収業を行おうとする事業所が高松市以外の地域にある場合

※　香川県環境森林部循環型社会推進課

　　高松市番町四丁目１－１０　　℡　０８７－８３２－３２２９

　(3)　フロン類回収業を行おうとする事業所が高松市内、高松市以外の地域の両方にある場合

　　　　　　高松市環境局廃棄物指導課　及び　香川県環境森林部循環型社会推進課

(注意) 県に登録される方は、添付書類等が一部異なる場合がありますので、必ず事前に香川県

環境森林部循環型社会推進課(上記※宛)でご確認下さい。

２　書類の提出部数

　　　２部（うち1部は、申請者の提出控えとして受付印押印後に返却します。）

３　申請手数料及び受付期間

　　　新規登録申請　５，０００円

　　　更新登録申請　４，０００円

　　　　高松市は現金で(香川県は香川県証紙)納めてください。

なお、受付時間は、平日の午前９時～午後２時まで（ただし、正午～午後１時の間を除く。）となります。

また、高松市の更新登録申請は、現登録の有効年月日の３ヶ月前から受付けますので、必ず有効期限満了までに更新手続きを行って下さい。

４　必要な提出書類

　(1)　共通

　　　①　フロン類回収業者登録・更新申請書(法第五十条関係)

　　　②　申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

　　　③　申請者がフロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することなどを証する書類

　　　　　　○　自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

　　　　　　○　自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

　④　フロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

　　　　　（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し）

　(2)　申請者が個人である場合

　　　①　住民票（本籍地記載のもの）の写し

　(3)　申請者が法人である場合

　　　①　法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

　(4)　申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票（本籍地記載のもの）の写し

様式第三（第五十条関係）

登　　　録

登録の更新

フロン類回収業者　　　　　　申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　高松市長　　　　　　　　殿

　　（郵便番号）

　　 住　　所

　　 氏　　名

　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 | | 役職名 |
|  | |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 |  | |
| 住　所 | （郵便番号）  電話番号 | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | | | |
|  | 名　称 |  | | | | |
|
| (ふりがな)  代表者  の氏名 |
| 住　所 | （郵便番号）  電話番号 | | | | |
| 法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | | | |
|
|  | （ふりがな）  氏　名 | | | | 役職名 | |
|  | | | |  | |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | | | |
|  | 名　称 |  | | | | |
| 所在地 | （郵便番号）  　　　　 電話番号 | | | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | | | | |
|  | ＣＦＣ | |  | | | |
| ＨＦＣ | |  | | | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | | | |
|  | 設備の種類 | | | 能　　力 | | |
| 200g/min 未満 | | 200g/min 以上 |
| ＣＦＣ用 | | | 台 | | 台 |
| ＨＦＣ用 | | | 台 | | 台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | | 台 | | 台 |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

登録申請書添付様式（引取業、フロン類回収業）

役員の状況

|  |  |
| --- | --- |
| （ふ　　り　　が　　な）  氏　　　　　　　名 | 役　　　職　　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　申請者が法人の場合、その全ての役員（注）の氏名、ふりがな、役職名を記入してください。

（注）役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

フロン類回収業者登録申請書添付様式

事業所の名称及び所在地、回収するフロン類の種類等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　称 |  | | |
| 所　在　地 | （郵便番号）  電話番号 | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | |
|  | ＣＦＣ |  | |
| ＨＦＣ |  | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | |
|  | 設備の種類 | 能　　　　　　力 | |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| ＣＦＣ用 | 台 | 台 |
| ＨＦＣ用 | 台 | 台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |
| 名　　　称 |  | | |
| 所　在　地 | （郵便番号）  　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | |
|  | ＣＦＣ |  | |
| ＨＦＣ |  | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | |
|  | 設備の種類 | 能　　　　　　力 | |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| ＣＦＣ用 | 台 | 台 |
| ＨＦＣ用 | 台 | 台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |

　＊　高松市内に、複数の事業所がある場合は、全てについて記入してください。

（フロン類回収業）

高松市長　　　　　　　　殿

　　申請者が下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者　　　住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者名）

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号に  規定する欠格要件  一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  二　使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  三　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者  四　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの  五　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  六　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。）が一から五までのいずれかに該当するもの  七　法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの |